

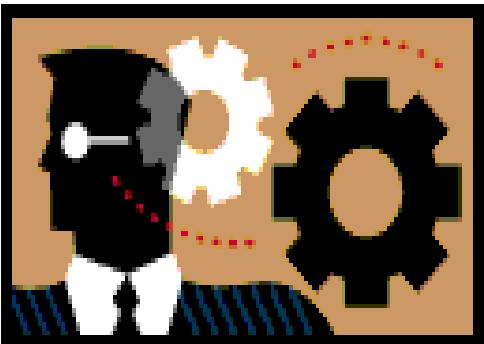
しながわの 区税だより

第1号

品川区税務課発行 平成20年6月15日
代表電話 (3777)1111 広町2-1-36

おはようございます。行ってきます。
さあー今日も頑張るぞと、何気ない会話
から生まれる、私たちの生活。そんな、
みんなの生活を守る大切なものの。
それが「税」です。

地方自治体に納めるのは地方税！
品川区は住民税・軽自動車税・たばこ税
東京都は固定資産税・事業税・地方消費税など



働いている
人は
所得税と
住民税を
いろんな税金が暮らしを支えている

国に納めるのが國税！
所得税・法人税・消費税・相続税など
納法会員で税金を

3

これから、さらに少子・高齢化が進み社会保障
関係費は、年々増大しています。

4



これは考えていかなければならぬ問題です。

住民税相談のご案内

- 課税に関するご相談 (5742)6663~6
- 納税に関するご相談 (5742)6669
- 納・課税証明書 (5742)6662

受付時間 月曜～金曜 午前8時30分から午後5時
ただし火曜日は午後7時まで(祝日は休み)



どうして税金が
あるんだろう？

1

税金はみんなのために
使われている！！！



● 道路・公園整備のまちづくり ●生涯学習・小中学校の運営

2 ●ゴミ収集やリサイクル、緑化推進や公害防止

●高齢者や障害者の福祉、保育所の運営、生活保護などに
他にも、私たちの身近な生活のために使われています。

- ◆ **** 税ってなんだ?****
- ◆ 住民税は納期内納付をお願いします
 - 納期は年4回です。
 - コンビニでも納められます。
 - 納付が困難なときは...
- ◆ 住民税の税額計算のしかた

住民税は納期内納付をお願いします

住民税は皆さんのために

住民税は、区が皆さんに行政サービスを提供するための主要な財源です。福祉や教育・まちづくりなど、皆さんの暮らしに深く関わっているあるさまざまなサービスを行うために使われます。この趣旨を理解のうえ、納期を守って納付いただきますよう「協力をお願いします。

期別	納期限
第1期	6月30日（月）
第2期	9月 1日（月）
第3期	10月31日（金）
第4期	2月 2日（月）

納付困難なときは
放置しないでご連絡を

病気・失業・災害・事業の倒産

■毎週火曜日 午後7時まで
(火曜日が祝日のときは休み)
平日に来庁できない方はぜひ
ご利用ください。

夜間延長「火曜日」
相談窓口を「」利用ください

電話相談 稅務課
■ 整理第一担当 (5742) 6671
■ 整理第二担当 (5742) 6672

つては、納税の猶予や分割での納付を受け付けます。

納期は平4回です

住民税（特別区民税・都民税）の普通徴収分の各納期は、次のとおりとなっています。納期内納付に「協力ください。なお、納税通知書は、6月9日（月）に発送しました。（特別徴収の方は、事業所から毎月給料天引きされます。）

都税だより(東京都発行)



区役所・都税事務所の窓口にあります

住民税（特別区民税・都民税）の税額計算のしかた

● 一般的な場合

{所得金額（※1）－所得控除合計額（※2）} × 税率（10%）－税額控除（※3）＝所得割額
 {課税総所得金額（1,000円未満切捨）}

所得割額+均等割額（特別区民税3,000円、都民税1,000円）=年税額（100円未満切捨）

(※1) 収入金額から必要経費等

(収入を得るために費やした金額や給与所得控除額、公的年金控除額)を差し引いた金額

(※2) 基礎控除、社会保険料控除、扶養控除などの合計

(※3) 調整控除、配当割額控除など

■問い合わせ 課税担当 (電話) 5742-6663~6